

平成27年第4回八雲町議会臨時会会議録

平成27年8月25日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 八雲町税条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第 2 号 財産の無償譲渡について
日程第 5 議案第 3 号 財産の無償貸付けについて
日程第 6 議案第 4 号 平成27年度八雲町一般会計補正予算（第6号）
日程第 7 議案第 5 号 平成27年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算
（第3号）

○出席議員（16名）

- | | |
|------------|----------------|
| 1 番 佐藤智子君 | 2 番 横田喜世志君 |
| 3 番 安藤辰行君 | 4 番 岡島敬君 |
| 5 番 三澤公雄君 | 6 番 掛村和男君 |
| 7 番 田中裕君 | 8 番 赤井睦美君 |
| 9 番 牧野仁君 | 10 番 大久保建一君 |
| 11 番 宮本雅晴君 | 副議長 12 番 千葉隆君 |
| 13 番 岡田修明君 | 14 番 黒島竹満君 |
| 15 番 斎藤實君 | 議長 16 番 能登谷正人君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	城近真君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長 情報政策室長 兼新幹線推進室長	吉田邦夫君
財務課長 兼収納対策室長	鈴木敏秋君	総合病院建設企画課参事 会計管理者 兼会計課長	中野勝弘君
住民生活課長	山田耕三君	保健福祉課長	三澤聡君
農林課長 併農業委員会事務局長	加藤貴久君	水産課長	横山隆久君
商工観光労政課長	岡島建夫君	商工観光労政課参事	藤牧直人君
公園緑地推進室長	半谷広志君	環境水道課長	馬着修一君
落部支所長	柴田幸一君	学校教育課長	荻本和男君
社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長 町史編さん室長	足立直人君	体育課長	浅井敏彦君
学校給食センター所長	小栗由美子君	学校教育課参事	本庄伯幸君
監査委員	千田健悦君	総合病院事務長	齋藤真弘君
総合病院管理課長	成田耕治君	総合病院医事課長	五十川厚子君
総合病院建設企画課長	沢野治君	消防長	大泉達雄君
八雲消防署長	桜井功一君	八雲消防署管理課長	大渊聡君
八雲消防署消防課長	伊丸岡徹君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	前小屋忠信君
産業課長	田村春夫君	熊石教育事務所長	野口義人君
海洋深層水推進室長	手塚剛君	熊石国保病院事務長	桂川芳信君

○出席事務局職員

事務局長	鈴木明美君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時01分]

◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は16名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成27年8月25日招集八雲町議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から6月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知はお手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じご覧いただきたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、三澤公雄君と岡田修明君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（鈴木明美君） ご報告いたします。

本臨時会に対し町長から提出された案件は、既に配付しております議案5件であります。これら議案等の説明のため、町長、監査委員及びあらかじめ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。

以上でございます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第1号八雲町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） おはようございます。議案第1号八雲町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この度の改正は個人町民税の寄附金税額控除の対象として、条例で定める団体に新たな特定非営利活動法人を追加するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは議案書1ページをお開き願います。別表第2は八雲町が地方税法第314条の7、第1項第4号の規定に基づき、特定非営利活動法人いわゆるNPO法人のうち個人町民税の寄附金税額控除の対象とする団体であり、これに、これまで地域活動支援センターとして御尽力いただいておりますかつら共同作業所が平成27年9月1日からNPO法人エンジョイライフとして障害福祉サービスを事業展開することから、当該NPO法人を追加する改正で、当該団体の趣旨に賛同し寄付をする町民税の納税者に対し、来年の申告から条例第34条の7に基づき、個人町民税所得割から寄附金税額控除を可能にしようとするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上で議案第1号八雲町税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願います。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第2号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） おはようございます。議案第2号財産の無償譲渡についてご説明いたします。

本件は八雲町熱田で事業を行っているかつら共同作業所が、新たにNPO法人エンジョイライフを設立し、9月1日より現在の小規模授産所から障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの就労継続支援B型に移行し、引き続き同地で同事業を展開することに伴い、財産の無償譲渡について地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案書2ページをご覧ください。無償譲渡をしようとする建物は現在かつら共同作業所の作業所として使用している町所有の建物で、平成9年から町とかつら共同作業所との間で無償貸与の契約をしているものでございます。

1 無償譲渡する財産の種別は建物で、所在地は八雲町熱田43番地1、名称は作業所、構造は木造2階建て、延べ床面積は508.89平方メートルのうち1000分の406で、この建物はかつら共同作業所の住宅と一体となっているため、登記簿上の床面積は持ち分により分けられているためでございます。2 無償譲渡する相手方は二海郡八雲町熱田43番地1、NPO法人エンジョイライフ理事長桜井真知子でございます。3 無償譲渡する理由は第一義的には、かつら共同作業所が地域において果たしてきたこれまでの功績によるものでありますが、建物につきましては建築から18年と築年数が経過していることから、障害福祉サービス事業所の運営のため、無償で譲渡しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが議案第2号の説明とさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第3号財産の無償貸付についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議案第3号財産の無償貸付についてご説明いたします。

本件は議案第2号と同様に、八雲町熱田で事業を行っているかつら共同作業所が新たにNPO法人エンジョイライフを設立し、9月1日より現在の小規模授産所から障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの就労継続支援B型に移行し、引き続き同地で同事業展開することに伴い、財産の無償貸付について地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案書3ページをご覧ください。無償貸付しようとする土地は、現在かつら共同作業所の作業所が立地している町有地で、昭和62年から町とかつら共同作業所との間で無償貸与の契約をしている熱田43番地1と建物の一部が立地している町有地の熱田406番地でございます。1無償貸付する財産の種別は土地で、所在地が二海郡八雲町熱田43番地1、貸付する面積が6,041.11平方メートルと、所在地が二海郡八雲町熱田406番地、貸付する面積が120.01平方メートルの2筆でございます。2無償貸付する相手方につきましては、議案第2号と同様でございますので省略させていただきます。3無償貸付する理由は、先ほどの議案第2号でも申し上げましたが、かつら共同作業所のこれまでの地域に果たしてきた功績によるものでありますが、土地につきましては、かつら共同作業所を設置する以前は塵芥処理場が設置されていた土地であるということを含めて、障害福祉サービス事業所の運営のため、無償で貸付しようとするものでございます。4無償貸付する期間は平成27年9月1日から平成37年8月31日までとしようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが議案第3号の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1番（佐藤智子君） この度かつら共同作業所がNPOに移行するというところで、土地を無償貸付するというところでございますが。他のNPOが土地を無償で貸していただいたと言った場合にも無償で今後は貸し付けすることになりますでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね、佐藤議員からこれからNPO法人に対する無償でということでもありますけども。今回ですね、やはり矢羽々所長さん初めかつら共同作業所が、また先ほど説明もあつたとおり塵芥処理場の跡地というものを鑑みてですね、今回は無償で貸付をさせていただいたということでもあります。これからについては、まだまだ何とも言えませんが、今のところNPO法人に無償で貸すという考え方はございませんので、ご理解をお願いいたします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1番（佐藤智子君） NPO全てということにはならないとは思いますが、同じ障がい福祉サービス事業所、就労継続支援B型のNPOがございます。そこは無償貸与にはなっていないというふうに認識しております。そうなりますと不公平が生じるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。先ほども説明したとおりですね、今の貸付をする場所というのは塵芥処理場もありですね、土地としては余り貸付てはいい場所ではないという認識もしていますし。ただ、かつら共同作業所矢羽々所長さんを初めですね、今まで町の障がい者福祉に対しての功績を鑑みてですね、無償でということで今回は許可したということでもありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 今後そういう施設に土地を貸してくれと出てきた場合は、貸すかどうか聞いています。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） ちょっと質問に足りなかったので捕捉をいたします。もしこれからそういう話があった場合にはですね、その都度考えなければならぬということでもありますけども、これはあくまでも仮定では話できませんので、その時その時によっている事情も変わるかもしれませんけども、また議会の皆さんからも理解をいただかなければならぬ事案だと思って考えております。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1番（佐藤智子君） 同じNPOタイプで継続のB型作業所ということですから、ぜひともですね、もしそういう申し出があった場合には検討していただきたいと思います。答弁はいいですね。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 財産の無償譲渡等々については、理解しているんですけども。ただ1点、これ貸付期間9月1日ですよ。そうするとあと1週間より余裕ないですよ。で、こういう案件のものについてはなるべく早く処理してやった方が良く思うんですよ。その辺、どのような考え方をお持ちかどうか。

いや、ということは、こういうふうな財産譲渡とかこういうものについては、なるべく相手もある事ですから、猶予期間を与えておきながら進めていくというのも1つの方法だと思うんですけども。この辺の経過について、どのような経過があったんでしょうか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） この度ですね、日にちがない中でのお願いになりましたけども。この間ですね、かつら共同作業所と法人とで協議した中で、7月21日にですね、法人の方から9月1日からやりたいという申し出がありましたので、そこから事務をこのように急いだ形で進めさせていただいておまして、期間がない中での臨時会を開催していただきまして、提案させていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 分かりました。こういうものについてはなるべく、うちの場合は文厚等々がありますから、その辺の報告等もしながらなるべく早い時期に処理しておいた方が、これからの運営上いいのかなと思っております。そこで聞いたんであって、答弁は結構です。なるべく早く收拾してやってください。以上です。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第4号平成27年度八雲町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） それでは議案第4号平成27年度八雲町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

議案書4ページであります。この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は歳入歳出それぞれに1,500万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億7,707万3,000円にしようとするものであり、かつら共同作業所の障がい福祉サービス事業所への移行に伴うもの及び介護保険事業特別会計への繰出金の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明します。議案書の8ページ、下段であります。3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい者福祉費1,296万1,000円の追加は、先の議案でも説明いたしましたが、長年地域活動支援センターとして御尽力いただいておりますかつら共同作業所が、27年9月1日からNPO法人エンジョイライフとして、障がい福祉サービス事業の就労継続支援B型事業所に移行を予定していることから、それに対応する予算への組み替えをするため、予算補正をお願いするものであります。19節負担金補助及び交付金、地域活動支援センター等運営費補助金197万1,000円の減額は、現行の予算計上額が1年分の運営費補助金338万円であり、8月までで段落づけされることから、残り7カ月相当分を減額しようとするものであります。20節扶助費、自立支援給付、介護給付、訓練等給付費1,493万2,000円の追加は、9月から実施される就労継続支援B型事業に伴う経費の計上であります。3目高齢者福祉費204万2,000円の追加は、国の介護保険制度改正に伴う電算システムの改修に係わる介護保険事業特別会計繰出金であり、内容につきましては介護保険事業特別会計の補正予算議案で説明いたします。以上、補正する歳出の合計は1,500万3,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書同じく8ページ上段であります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金746万6,000円の追加は障がい者自立支援給付負担金で、歳出で説明しました自立支援給付費に対する国の負担分で、2分の1相当額であります。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金373万3,000円の追加は、ただいまの国庫負担金と同じく自立支援給付費に対する道の負担分で、4分の1相当額であります。19款1項1目繰越金380万4,000円の追加は前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の1,500万3,000円の追加であります。

以上で議案第4号平成27年度八雲町一般会計補正予算（第6号）の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第5号平成27年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議案第5号平成27年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

提案理由をご説明する前にお詫び申し上げます。ただいまの議案第5号につきましては、平成27年度の介護保険制度の改正に伴う介護保険システムの改修に関して、本来は議会の議決を得て予算を確保した上で、電算処理業務委託業者と業務委託契約を締結し、介護保険システムの改修をすべきものでありました。しかしながら、事務処理においてそのことを怠り、介護保険システムの改修を進めていたことが判明しました。このような結果を招いてしまいましたことについて、お詫び申し上げます。まことに申しわけございませんでした。今後はこのようなことがないように、適正な事務処理の徹底と課内での事務のチェック体制により努めますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第5号平成27年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。議案書10ページをご覧ください。この度の補正は、介護保険制度の改正に伴う介護保険システムの改修のための補正で、介護保険事業特別会計歳入歳出予算の保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ408万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,928万円にしようとするものでございます。今回のシステム改修に関する介護保険制度の改正内容としましては、平成27年8月より一定以上の所得のある65歳以上の利用者は、利用者負担が1割から2割に引き上げられること。また、高額介護サービス費の利用者負担段階区分に新たに現役並所得者が新設され、新しい限度額が設定されること。また、特定入所者介護サービス費の給付要件に資産要件が加わるという内容でございます。これらの改正に対応するため、システムの改修が必要となるものでございます。

それでは事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。議案書14ページの下段をご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費408万3,000円の追加は、13節委託料に先ほど説明いたしました介護保険制度の改正に伴うシステム改修に係る委託料として408万3,000円を補正しようとするものでございます。

これに対応する歳入についてご説明いたします。議案書14ページの上段をご覧ください。4款国庫支出金、2項国庫補助金、4目事業費補助金204万1,000円の追加は、歳出で説明しました介護保険システムの改修にかかる国の補助金で、事業費の2分の1相当額の計上でございます。8款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金204万2,000円の追加は、介護保険システム改修にかかる経費総額から国の補助金を差し引いた残額に対する町の事務費繰入金を計上したものでございます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 今の説明の中でお詫びという言葉を使いましたよね。ということは、この辺もうちょっと詳しく説明していただけないでしょうか。

議会でお詫び等々というのは私はね、安易に使うべき行為ではないと思うんですけど。昔の人が言うになれば、誤りははばかることなしという言葉がありますけども。やはり行政等々については、この辺は厳しく我々していかなければならないという案件だと思うんですよ。ちょっと、その辺の説明、今一度お聞かせ願いたいんですけど。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 今回の介護保険システムの改修の内容につきましては先ほどご説明いたしました、8月1日からの改正の内容でございます。したがって、システム改修につきましては8月以前にシステム改修をしないと、介護制度の改正に伴う事務処理ができないという事になります。そうしますと、そのシステム改修をする以前にですね、業務委託契約を締結しなければならない、その以前に予算を確保した上でですね、業務委託契約を結ばなければならないという事がありますけども。その予算をまず確保していなかったということです。それから、介護保険システムの改修以前に業務委託契約を締結しなければならないという事がありますけれども、その業務委託契約も締結しないままですね、介護保険システムの改修だけ先行してやっていたということが分かった次第でございます。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 説明の中で事務処理を怠ったということで、これは直近のことですから、今月のことですから。それはそれですぐ対応したということで、その辺の対応については理解するんですけども。そこでね、こういう事態が起きたということになると文厚にかかりますよね。文厚の委員会、そして文厚の委員の方にご了解をもらう。で、今回のように予算が伴うものについては文厚だけでなく、全協にも一応報告するという、やり方というのは考えていなかったのかなと思うんですよ。で、類似した案件ありますよね。今回、総合支所で起こった、入居費の過誤納が問題が発生した。そして委員会にかかって、そして委員会では掛村委員長のもとで全協にかけなさいということで全協でかかったということで、その辺ね、やはり順序というのは、私はいくらどういう場面であってもルールというのは、私はあると思うんですよ。いや、重大なミスをしたという事に関わらず、議会というのはルールに基づいて粛々と進む。こういうルールがある中でこれを全協にかけなかったというのは、ちょっと不可解だなと思っているんですけどね。もうちょっとこういうふうな案件が出たら、お互いに行政も議会もお互いに共有していこうやとい

うのが底辺にありますからね。だからもうちょっとその辺、工夫してやる案件でなかったのかなと思うんですけども。担当課長としてどのようなご判断があったのかどうか、お聞かせ願いたいんですけども。

○議長（能登谷正人君） 私からちょっと説明させていただきます。実は担当課長の方から議長と副議長に当初相談されました。それで結果的には時間がないという、確か10日過ぎ、分かった時点で説明を受けました。で、全協を開くまでもないんじゃないかと、このことにつきましてはどうですか。特別被害誰かがあったとか、そういう問題でもないし、職員のミスだということで、以後十分気をつけるように私と副議長から注意をいたしました。

しかしながら、熊石の住宅の件もいろいろありますしね、ああいう大きい問題以外にも田中議員指摘するとおり、全協に間に合うような案件であればですね、こういう問題でも被害を被らなくても、議会にかけなくて申しわけなかったということを担当課の方から慎重に申し入れをされていまして、その辺は今回はいいだろうと、全協はいいだろうと。こういうふうにして正副議長で判断したわけです。その結果、こういうことになりましたので、どうかひとつご了承をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 正副議長にそういう申し入れがしたということであれば、私もこれ以上どうのこうのということはないんですけども。ただ、それは了解しました。けれども、議会というのはいろんな場面でルールというものが、暗黙のルールって、きちっとしたルールではないんですけども、暗黙のルールっていうものがございますから。正副議長の、能登谷議長の方にそういう申し入れしたというのは別に間違っただけではないと思うんですけど。この辺正副議長に申し入れがあったということになれば、私もこれ以上質問するなにもないんですけど。極力、こういう案件は大小に係わらず、ルールを大事にしたいということを、大事にして運営してってもらいたいということを申し伝えて、質問を終わりたいと思います。答弁は結構でございます。分かりました、ありがとうございます

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） この件に関してもそうなんですが、今回出てきている以外にもちょっと聞きたいこともありますので、この際、質問したいと思います。

○議長（能登谷正人君） 所定からかけ離れないようにしてください。

○2番（横田喜世志君） 例えば、最初にあったようにNPO法人エンジョイライフでご要望にあうように今回議案提出されました。で、介護保険の方では本来やっておかなければならないことをやってなかったわけですよ。それで、それを請け負った会社にも実害がないからということで済まそうとしていると思われる。最初のNPOの方は、要は関係団体、いろいろ関係していますよね。その中での間に合わせるという方法で今回出たと思

ます。でも、介護保険の方は本来やっておかなければならないことをやってなかった。これ、もしこの請け負った会社が請求書を先に出してきた場合、まだ出してない、その前に話し合っただけで待っていただくような話になったんだと思います。8月から施行なんですよこれね。もう既に1月にならんとする時間経過があります。これ、例えば8月の5日に発覚したと書いてありますけども、やっている最中に誰もそこに気がつかないっていう状態なんです。もう担当者任せになっているんですか、これ。そういうことでよろしいんでしょうかね。

あともう1つ、ここには全然ありませんけども、世間で今栄町の町営住宅跡地に何か建てられているって話があります。これを私たちに町有地をこう使うという報告などは一切ございませんね。これについても私は説明を求めたいと思います。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 今回のこの事務の不適切処理でございますけども、担当者と電算の委託業者との間では、8月の改正に間に合うように改修の事務を進めておりましたけども、この係内の担当と契約をする担当者との連携というか、意思疎通が欠けていたことによるものが1つと。課内でもこの制度改正についての打ち合わせをしましたが、私自身もこの制度改正の打ち合わせをした中で、このシステム改修がどうなっているかというところのチェックがなされていなかったという私自身の反省もあります。今後、そのようなことのないようお互いにチェック体制を強化しながら、今後事務を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。

本来ならば表題外なんですけども、特例として答弁をさせます。

○副町長（伊瀬 司君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（伊瀬 司君） 今、栄町の公営住宅跡地に対する建物の関係でありますけども。以前にですね、旧消防庁舎跡地に鉄道運輸機構の事務所が建つということと、町民センターの裏の駐車場にトンネル工事の宿舍が建つということを報告しているんですね。栄町にもトンネル工事業者の宿舍が建つようで今工事始まっているんです。その部分を我々言ったような気はするんですけども、言ったか言わないかは定かではありません。

（何か言う声あり）

○副町長（伊瀬 司君） 言っていないですか。それについてはあやまります、本当に申し訳ありません。それで、栄町付近の町内会長さん等々と付近の方々には業者の方で説明

に上がっています。それと、今その業者の方で北海道新幹線トンネル工事の寄宿舍ということで、新幹線のPRを兼ねた看板を建ててもらおうということでお話をし、それで近々その看板も建つことになっています。

もし、そういうことで報告していなかったということは大変申し訳なく思っ、お詫びを申し上げたいと思います。今後気をつけさせていただきます。よろしくお願ひします。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 今の話でいきますと消防庁舎跡地、それから町民センターの駐車場というのも貸すことになるんですか。

○副町長（伊瀬 司君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（伊瀬 司君） この2件については自信を持って報告をしているなという自信あったんですけども。栄町についてはちょっと言ったような気もするという、担当の方も定かではないというものですから、多分みなさん聞いていないということは、報告をしていなかったと思います。それで、今後もですね、トンネル工事あと3本追加発注されると聞いております。そうなりますと、また新たに宿舎も建つというか、そういう可能性も出てきますので、そういった場合はまた町の方に相談があろうかと思ひます。それは民有地であるか町有地であるかは別として、そういった部分について、また町有地で遊休地があるんであれば、貸し付けをして収入の増を図っていきたいというふうを考えているところであります。

○議長（能登谷正人君） 他にございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本臨時会に付議を予定されました案件は全て議了いたしました。

よって、平成27年第4回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時48分〕